

見附市地域公共交通利便増進実施計画（概要）

- 見附市では、路線バスの運行終了により交通空白となったエリアにデマンド型乗合タクシーを導入し、移動の足を継続的に確保すると同時に、運行本数や乗降場所の増加などサービスレベルの向上を図る。
- デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度を導入することで、デマンド型乗合タクシー利用者の負担軽減並びに街中での周遊性の向上を図る。

事業の内容

① 路線バス運行エリアのデマンド型乗合タクシーへの転換

【法第2条第13号イ（2）（ii）】

既存の路線バス系統「上見附車庫前＝長岡駅東口線」のうち「田井－熱田」間が運行終了するに伴い交通空白となった当該エリアを、デマンド型乗合タクシーの運行エリアとして新たに設定する。（令和7年10月より）

② デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度の導入

【法第2条第13号ロ（1）】

デマンド型乗合タクシーの利用者がコミュニティバスに乗り継いで市内を周遊する場合、デマンド型乗合タクシーの利用者に対して配布される乗車証明チケットを提示することで、コミュニティバスに無料で乗車できる運賃制度を導入する。（令和8年4月より）

事業の効果

・サービスレベル及び利便性の向上

デマンド型乗合タクシーに転換する際に、運行本数を従来の3.5往復/日から7往復/日に増加させることで、継続的な移動手段の確保だけでなく、サービスレベルの向上へと繋がる。また、従来に比べて乗降エリアの選択肢が広がることで、旅客の利便性の向上へと繋がる。

・街中（市街地エリア）の周遊性の促進

デマンド型乗合タクシーの利用者がコミュニティバスに乗って街中（市街地エリア）を周遊する際の経済的負担が軽減され、街中周遊の促進へと繋がる。

事業概要概略図

① 路線バス運行エリアのデマンド型乗合タクシーへの転換



② デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度の導入

